

こんなに便利！ 

マイナンバーカード



マイナンバーカード申請について



マイナンバーカードはできあがるまでに約1カ月かかります。

15歳未満の人、成年後見人の人は必ず法定代理人と一緒に来場してください。

写真撮影を行いますので、必ず本人が来場してください。

マイナンバーカード申請会

マイナンバーカードの写真撮影と申し込みをサポートするマイナンバーカード申請会を下記の日程で行います。予約は不要です。また、同様のサポートは市民課窓口でも行っています。必要書類を持参のうえ、お越しくください。

支所・住民センター

■とき / 午後1時～4時

■日程および会場 /

3月22日（水） 青垣住民センター

3月24日（金） 柏原住民センター

4月18日（火） 山南住民センター

4月19日（水） 市島支所

4月21日（金） 春日住民センター

市民課休日申請窓口

■とき / 午前9時～正午

■日程 / 3月25日（土）、4月22日（土）

出張申請サービス

マイナンバーカードの申請希望者が複数いる事業者や自治会、サークルなどの団体を対象に、市役所職員が現場に出向き、写真撮影と申請手続きのサポートを行います。

■利用のながれ

①訪問を希望する日の2週間前までに、「マイナンバーカード出張申請サポート依頼書」「マイナンバーカード希望者リスト」を市民課に提出。訪問日は第3希望日まで記入してください。

②担当から、電話にて訪問日を連絡します。

③出張訪問の当日は、本人が必要書類を持参のうえ、お越しくください。



申請時に必要なもの

①交付申請書※ QRコード付き

②通知カードまたは個人番号通知書

③本人確認書類 **2点**（※1）

書類がそろっていない場合は完成したマイナンバーカードを自宅に送付することができず、市役所窓口でのカード受け取りになる場合があります。

（※1）本人確認書類は、下の「Aから1点+Bから1点」または「Bから2点」を提示してください。

A）顔写真のついた公的機関から発行されている証明書：運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月以降発行のもの）、在留カード、写真付住民基本台帳カード、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳など

B）顔写真のない証明書：健康保険証、介護保険被保険者証、医療受給者証、学生証、社員証、母子健康手帳、生活保護受給者証、福祉医療受給者証など

マイナポータルでもっと便利に！

マイナポータルとは子育てや介護など、行政手続のオンライン窓口です。オンライン申請のほか、行政機関などが保有する自身の情報の確認や、行政機関などからのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

マイナポータルを使うと・・・

いつでもどこでも行政の手続きができます

転出届や児童手当の現況届など、お住いの地域のサービスや手続きをパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続きによってはそのまま申請できます。

外部ウェブサイトとつなげて便利に使えます

e-Tax やねんきんネットなどの外部ウェブサイトとつなぐことで、個別の ID やパスワードを入力することなくログインできます。また、マイナポータルでつなぎ先のお知らせを確認できたりと使い方が広がります。

自身の情報やお知らせを必要なときに確認できます

所得・地方税、行政からのお知らせなど、必要な情報をいつでも確認できます。

マイナポータルを使うための 3 ステップ

STEP 1



マイナナンバーカードと、登録した利用者証明用電子証明書パスワード（4桁）を用意

STEP 2



パソコン・IC カードリーダーライタもしくはスマートフォンを用意

STEP 3



利用者登録を行う

マイナポータルを使うと、届出提出のための来庁が原則不要に！

転出届

- 対象者 / 丹波市から他の市区町村へ引越しをする人
- 必要なもの
 - ①電子証明書が有効なマイナナンバーカード
※暗証番号が必要
 - ②マイナポータルにアクセスするための、スマートフォンやパソコンなどの端末
 - ③新しい住所、連絡先などの転出に必要な情報
- 届出期間 / 引越し予定日の 30 日前から引越し後 10 日以内
- 届出方法 / マイナポータルへアクセスし、届出情報などを入力してください。署名用電子証明書暗証番号（英数字 6 ～ 16 桁）を入力し、マイナナンバーカードを読み取ることで転出情報データが送信されます。
※届出内容に不備がある場合は、市役所への来庁が必要となることがあります。
※マイナポータルを通じて転出届をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で手続が必要。

火災予防分野に関する届出

- 対象の届出
 - 消防計画作成（変更）届出
 - 防火・防災管理者選任（解任）届出
 - 全体についての消防計画作成（変更）届出
 - 統括防火・防災管理者選任（解任）届出
 - 自衛消防組織設置（変更）届出
- ・パソコンやスマートフォンなどから 24 時間 365 日、時間や場所を問わず申請が可能です。
- ・詳しくはホームページを確認ください。
<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/fh-yobouka/kasaiyoboubunnyadennsisinnsei.html>



ホームページ